

平成 23 年 5 月 13 日

審判員各位

(社) 宮崎県サッカー協会審判委員会
委員長 鳥越 明弘

審判証確認について (お願い)

日頃より当委員会事業 (審判) にご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、サッカー及びフットサル審判について、下記のとおり、基本的な考えを示します。
確実なる施行方、宜しくお願い申し上げます。

記

(社) 宮崎県サッカー協会が主催、後援、協賛等する試合は、日本協会登録審判員によってのみ審判することができます。すべての公式試合が、登録審判員によって審判できるシステムを確立し、登録外審判員によって審判する試合がないよう再度徹底したいと考えています。

日本協会審判委員会承認の「審判証及び審判員の服装に関する規則」第 2 条〔審判証〕第 2 項には、「審判員は試合を担当する場合、試合会場に審判証を携帯しなければならない」と規定しています。必要に応じ主催者等から、試合前に資格確認の為、審判証の提示を求められた場合、すみやかに提示できるようにお願いいたします。また、提示を求められない場合は、その試合の担当審判団で確認し合うようお願いいたします。特に帯同審判の場合、その必要性は重要です。

ちなみに、過去の日本協会理事会においては「登録外審判員」によって審判された試合を原則無効にすると言及されています。このようなことにならないよう審判証は必ず試合会場に携帯し、審判証の確認にご協力いただきますよう審判員各位にお願い申し上げます。

* 審判証には顔写真を貼付の事

以上